

センター からの

2014
5月号
隔月発行

岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1
TEL 086 (226) 1019 (2014.5月発行)

Contents

- スマートフォンの充電端子の焼損や本体の発熱に注意
- 岡山県消費者教育推進計画を策定しました
- 消費生活相談事例
- 消費生活ビデオ・DVDライブラリー

お便り

消費生活に関するご相談は

●岡山県消費生活センター相談ダイヤル

岡山 …… **086 (226) 0999** 火曜日～日曜日 9:00～12:00・13:00～17:00
津山分室 …… **0868 (23) 1247** 月曜日～金曜日 9:00～12:00・13:00～17:00

●消費者ホットライン **0570 (064) 370** (身近な消費生活窓口につながります。)

●消費のアドバイス **山陽新聞 毎月第3日曜日掲載** (変更される場合があります。)

スマートフォンの充電端子の焼損や 本体の発熱に注意

なかにはやけどを負った事例も

スマートフォンの急速な普及に伴い、スマートフォンに関するトラブルの相談が急増しています。相談の中には、充電中に充電端子が焼損してしまった事例や、使用中や充電中に本体が発熱した事例などがあり、なかにはやけどを負った事例もみられます。スマートフォンの充電端子や本体の発熱に注意してください。

消費者へのアドバイス

- (1) スマートフォンを充電する際は、毎回充電端子の取り扱いに注意しましょう。
また、異常を感じた場合は直ちに充電を中止しましょう

充電端子に異物や液体などが付着したり、破損や変形のないよう、日頃から取り扱いに注意し、充電時に充電端子が異常に熱くなったり、異臭がする、充電できないなど異常を感じた場合には、直ちに充電を中止しましょう。

- (2) やけど防止のため、スマートフォンを使用する際や充電する際は、長時間肌に密着させないようにしましょう

スマートフォンが熱いと感じたときは十分に温度が下がるまで使用を控えるとともに、使用する際や充電する際は、やけど防止のため、長時間直接肌に触れたり、ポケットに入れるなど肌の近くに長時間密着させないようにしましょう。



「環境にやさしく、家計にもやさしい、省エネ生活」

講師：パナソニック株式会社

家電製品の上手な使い方などを学び、ライフスタイルを見直し、地球の未来を守りましょう。
参加希望の方は、岡山県消費生活センターに電話、FAXまたは電子メールでお申し込みください。

TEL **086-226-1019** FAX **086-227-3715**

電子メール **syohi@pref.okayama.lg.jp**

定員70名に達しますとお断りする場合がありますので、ご了承ください。

消費生活講座



平成26年
5月16日(金) 13:30～15:00
in 岡山県消費生活センター

岡山県消費者教育推進

1 計画策定の趣旨

県では、平成17年4月、消費者の自立を基本理念とする「岡山県消費生活条例」を施行し、「岡山県消費生活基本計画（平成18年3月策定、平成23年3月からは新岡山県消費生活基本計画）」に基づき、県行政の各部門における消費者施策を総合的かつ計画的に推進しています。

平成24年12月「消費者教育の推進に関する法律」が施行され、平成25年6月、国の基本方針が定められたことから、県では国の基本方針に沿って、ライフステージに応じた体系的な消費者教育を推進していくため、平成26年度以降の「岡山県消費者教育推進計画」を策定しました。

2 計画の位置付け

消費者教育推進法第10条に基づき、国の基本方針を踏まえて策定する計画です。

3 計画の期間

平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

4 基本目標・重点目標

この計画は、消費者教育の推進について、3つの基本目標と、その下に13の重点目標を定め、目標ごとに消費者教育に関する具体的な施策の方向を示し、全庁を挙げて総合的に取り組みます。

重点目標

基本目標Ⅰ

ライフステージや場の特性に応じた体系的な消費者教育の実施

- ① 学校教育等での消費者教育の推進
- ② 地域社会での消費者教育の推進
- ③ 職域での消費者教育の推進

基本目標Ⅱ

消費者教育の人材（担い手）の育成

- ① 幼・小・中・高等学校等における教員の指導力の向上
- ② 大学等における教職員の指導力の向上
- ③ 地域人材の育成

基本目標Ⅲ

他の消費生活に関連する施策及び他の関連する教育との連携

- ① 消費者の安全・安心の確保
- ② 消費者の意見の反映
- ③ 苦情処理・紛争解決の促進
- ④ 環境教育との連携
- ⑤ 食育との連携
- ⑥ 国際理解教育との連携
- ⑦ 金融教育との連携

計画を策定しました。

5 計画期間中の重点施策

ライフステージに応じた総合的、体系的な消費者教育を推進するための様々な施策の中でも、計画期間中、特に次の施策に重点的に取り組みます。

重点施策1 高齢者・障害のある人を中心とした消費者教育の推進

岡山県消費生活センターを消費者教育の拠点として位置付け、消費者教育の中心となるコーディネーターを配置し、保健福祉部、市町村や関係団体などと連携して、高齢者・障害のある人等、地域で消費者被害に遭うリスクの高い消費者を中心に消費者教育を実施するとともに、民生委員や消費者団体、町内会、福祉関係者などに対しても消費者教育を実施し、高齢者・障害のある人等を地域で見守る安全安心ネットワークの構築に努めます。

施策例

- ・消費者教育を推進するコーディネーターの配置
- ・地域で見守る安全安心ネットワークの構築
- ・消費生活サポーター講座、消費者啓発セミナー等の実施
- ・消費者被害防止啓発活動の推進

重点施策2 学校教育における消費者教育の推進

新しい小・中・高等学校の学習指導要領では、消費者教育の教育内容の充実が図られており、新学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図り、各教科において充実した消費者教育が行われるよう努めます。

また、教科だけでなく、総合的な学習の時間における教育活動など、教育活動の全体を通じて、全ての児童・生徒の発達段階に応じた消費者教育を推進し、自立した消費者市民を育てるよう、消費者教育の充実に努めます。

施策例

- ・消費者教育に関する授業等の充実
- ・教員の指導力向上
- ・外部講師を活用した啓発講座の実施
- ・岡山県消費生活センター・岡山県金融広報委員会等と連携した取組の推進

6 計画の進め方

「岡山県消費生活懇談会（岡山県消費者教育推進地域協議会）」を活用し、構成員間の情報共有や連携強化を図りつつ次のことを考慮しながら、計画に掲げた施策を強力に推進します。

- ① 県民、各種団体等との連携
- ② 国、他の都道府県、市町村との連携
- ③ 具体的施策の進捗状況の調査及び見直し
- ④ 諸情勢の変化への対応

●消費生活相談事例●

公的機関をかたる被害回復の勧誘にご用心



以前社債で投資被害にあったことがある。先日、消費生活センターのような機関から電話があり「国の法律が変わり、国民〇〇機構で過去の投資被害を取り戻せるようになったので書類を送る。」と言われたが、信用できるか。

(岡山市：女性)

消費者へのアドバイス

公的機関をかたった投資の二次被害の相談が高齢者を中心に寄せられています。

過去に未公開株や社債、ファンド型投資商品など投資によって経済的損失を被っている人に対して、「国の被害救済制度で過去の被害回復が図れる」と「消費生活センター」や「地域経済保険機構」など公的機関を思わせる名称をかたって勧誘します。

勧誘電話の後に、「振り込み詐欺救済法に基づく経済再生支援基金制度により以前の被害金を返還できる」などと書かれた、手続き書類を送付され、運転免許証の写しや銀行口座をFAXで送ってしまった事例もあります。

「過去の被害を回復する」という甘い勧誘があっ

ても、うのみにしないでください。慌てて手続きをしたり、お金を支払ったりしないでください。

本事例については、消費生活センターのような公的機関から投資被害回復の電話をすることはなく、二次被害の可能性があるので留守番電話に設定するなどして、不審な電話には出ないようにすることなどを助言しました。

本来の制度かどうか判断に迷う場合、不審な勧誘があったり、勧誘を断ったものなお不安が残るとき、お金を支払ってしまったときなど、トラブルにあったら、すぐに居住地の消費生活センターに相談してください。

岡山県消費生活センター 086-226-0999

消費生活ビデオ・DVDライブラリー

ビデオ・DVDライブラリーに次のDVDが加まりました。

評議 裁判員制度広報用映画

制作：最高裁判所

62分

一般向け

裁判員制度の評議の様を描いた映画です。



* 貸出については、当センターへお申し出ください。TEL (086) 226-1019

* ビデオ・DVDライブラリーの在庫については、当センターのホームページをご覧ください。

<http://www.pref.okayama.jp/site/syohi/koho-v-list.html>